

岩手県監査委員告示第33号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年6月4日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
 岩手県監査委員 樋下 正信  
 岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 北上教育事務所

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年12月2日

イ 本監査実施日 平成22年1月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>期末手当及び寒冷地手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、136,635円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた期末手当については、平成21年12月15日に返納させた。在職期間を算定する際、計算過程に誤りがありチェック機能が十分でなかったことから、複数の職員で行う審査チェック体制の強化を図る。</p> <p>支給すべき金額より多く支給していた寒冷地手当については、同月29日に返納させた。制度の理解不足による世帯区分認定の誤りが原因であり、管内事務職員研修会において制度理解のための周知及び徹底を図った。</p>

2（1） 監査対象機関名 岩手県立黒沢尻北高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年11月25日

イ 本監査実施日 平成22年1月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>住居手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、66,733円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた住居手当及び勤勉手当については、平成21年12月15日に返納させた。住居手当は契約内容に家賃割引があることの確認が不十分であったこと、勤勉手当は期間率コードの入力ミスが原因であったので、今後は関係書類の随時点検の実態把握や職員間の相互チェック体制の強化を図る。</p>

3（1） 監査対象機関名 岩手県立一関第一高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年11月18日

イ 本監査実施日 平成22年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、減免決定、退学、休学又は転学したにもかかわらず所用の手続きをとらずに徴収を行ったものが10件、123,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	授業料減免決定、退学、休学又は転学を受けた者で多く徴収していた授業料については、平成21年5月14日に還付した。授業料還付の処理を失念していたことから、今後は正・副担当間において随時確認を徹底する。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立一関工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年11月19日

イ 本監査実施日 平成22年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが6件、65,239円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成21年11月26日に返納させた。旅費起点コードの入力誤りがありチェック機能が十分でなかったことから、複数の職員で行う審査チェック体制の強化を図る。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立花泉高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年11月18日

イ 本監査実施日 平成22年1月14日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、51,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、現年度分は平成22年1月15日に、過年度分は同月13日に返納させた。同じ公舎に居住している職員の認定距離は同一で認定するものを職員届出の距離で認定していたことから、今後認定距離の決定に当たっては実測のみならず、国土交通省発行の地形図等を活用しなから適正な事務処理を行う。

6(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡東高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年10月20日及び同月21日

イ 本監査実施日 平成22年1月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
トレーラーの12か月点検整備にかかる役務費及び公課費	公用車車検実施時期を一覧表にして、担当者以外の者で

の支出に当たり、資金前渡すべき諸費用を業者に立替払させるとともに、その後相当期間経過してから支出していたものが1件、25,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

も失念しないようにするほか、管理監督者は事務処理の進行管理に十分留意し、正・副担当の審査チェック体制を整える。

7(1) 監査対象機関名 岩手県立前沢明峰支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年11月25日

イ 本監査実施日 平成22年1月28日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>勤労手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、34,174円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度及び前々年度の指摘事項であったにもかかわらず、3年連続して同一内容で指摘事項があったものであり、その原因が事務の執り進め方に起因すると認めざるを得ないことから、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より少なく支給していた勤労手当については、平成22年1月15日に追給した。制度の理解不足による在職期間計算の解釈の誤りが原因であり、県教育委員会事務局教職員課作成の給与旅費等事務処理マニュアル等を活用し、全事務職員で事例研修を行い共通理解を図った。また、マニュアルを共有フォルダに掲載し事務職員全員で在職期間計算誤りがないか審査する体制を整えた。</p>

8(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石祥雲支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年11月11日

イ 本監査実施日 平成22年1月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>期末手当及び勤労手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが4件、723,154円、多く支給しているものが1件、128,358円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額よりも少なく支給していた期末手当及び勤労手当については、平成22年1月25日に追給し、支給すべき金額よりも多く支給していた勤労手当については、同月29日に返納させた。制度の理解不足による除算期間計算誤りが原因であり、今後は担当者のみならず複数の職員で行うチェック体制の強化を図るほか、除算期間算定事例について、担当課に照会し確認する。</p>